

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 : 株式会社鈴木塗装工務店
代表者及び住所 東京都足立区柳原2-30-14
代表取締役 鈴木 英之
2. 指名停止措置期間 : 令和4年10月13日から令和4年11月23日まで(6週間)
3. 指名停止措置の範囲 : 近畿地方整備局管内
4. 事実概要 : 株式会社鈴木塗装工務店は、他の建設業者から請け負った大阪府内の民間塗装工事において、建設業の許可を受けずに建設業を営む者と建設業法施行令第1条の2に定める金額を超えた額をもって下請契約を締結していた。
このことが建設業法第28条第1項第6号に該当すると認められ、令和4年8月30日付けで建設業許可部局(関東地方整備局)より、7日間の営業停止処分を受けた。
5. 指名停止措置理由 : 株式会社鈴木塗装工務店が建設業許可部局より7日間の営業停止処分を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため。
従って、本件については、指名停止6週間を適用する。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(建設業法違反行為)
13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)

○問い合わせ先

大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館
TEL06-6942-1141

近畿地方整備局

総務部契約課長 山腰 祐司(内線 2511)
総務部契約課建設専門官 濱口 哲至(内線 2512)

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 : コーセン建設株式会社
代表者及び住所 大阪府大阪市東住吉区東田辺1-15-8
代表取締役 安田 光雄
2. 指名停止措置期間 : 令和4年10月13日から令和4年12月21日まで(10週間)
3. 指名停止措置の範囲 : 近畿地方整備局管内
4. 事実概要 : コーセン建設株式会社は、令和4年8月8日付けで建設業許可部局(大阪府)より、以下の監督処分を受けた。
①17日間の営業停止処分
大阪市内の民間発注工事において、建設業法第22条第1項の規定に違反して、その請け負った建設工事を一括して下請業者に請け負わせたことや、建設業法第24条の8第1項の規定に違反し、虚偽の施工体制台帳を作成したことなどによる。
②指示処分
大阪市内の2つの民間発注工事において、建設業法第26条第3項の規定に違反し、専任要件を満たさない監理技術者を工事現場に配置したことによる。
5. 指名停止措置理由 : コーセン建設株式会社が建設業許可部局より17日間の営業停止処分及び指示処分を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため。
従って、本件については、指名停止10週間を適用する。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(建設業法違反行為)

13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)

○問い合わせ先

大阪府中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館
TEL06-6942-1141

近畿地方整備局

総務部契約課長

山腰 祐司(内線 2511)

総務部契約課建設専門官

濱口 哲至(内線 2512)